

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年9月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400072号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年5月1日から昭和63年5月1日まで

私は、請求期間当時、A社が運営するB店舗に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録がない。勤務した当初1年程度は会社の寮に住んでおり、正社員と同等に朝7時から夜11時まで勤務していたことから、厚生年金保険に加入していたはずなので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社が運営していたB店舗に勤務していたところ、同社は、昭和50年2月10日から平成5年7月30日までの期間にB店舗を運営していた旨回答している。

しかしながら、請求者に係るA社における雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、同社は、請求期間当時の資料は保存期限が経過していること及び数回の倒産により親会社が変わったことにより保管していない旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、A社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者のうち、請求者がB店舗において一緒に勤務した男性の同僚として姓を挙げた6人と同姓の者に対して照会を行い、複数の者から同社がB店舗という店舗を運営していた旨回答は得られたが、請求者を記憶している者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認

することができない。

さらに、請求者は、A社から健康保険証を受け取り、C事業所のD科に通院していたので、同事業所に保険診療の記録を調べてほしい旨陳述していることから、同事業所に照会したところ、同事業所は、請求者に係る診察券データが存在しているため通院歴はあるはずだが、氏名と生年月日のデータしか残っていない上、診療記録の保存期間が10年間である旨回答しており、請求者が同事業所で診療を受けた際に使用した保険の種別を確認することができない。また、同社の事業所別被保険者名簿によると、請求期間当時、同社はE健康保険組合に加入していたことから、同組合に請求者の健康保険加入記録を照会したが、保存期間経過により確認できないため請求者の加入記録はない旨回答があり、請求者が同社で健康保険に加入していたことを確認することができない。

加えて、請求者の改製原附票により、請求期間当時、請求者が住所を定めていたF県G市、F県H市及びF県I市の担当者によると、住民税課税基礎資料の保存期間は、G市は5年、H市及びI市は7年であり、請求期間の昭和60年から昭和63年までの所得が確認できる資料は保存期限が経過しているため保存していない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、請求期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。